

修士論文発表

デジタル時代のプライバシーに 係るルール整備の提案

2021年8月21日

後藤研究室

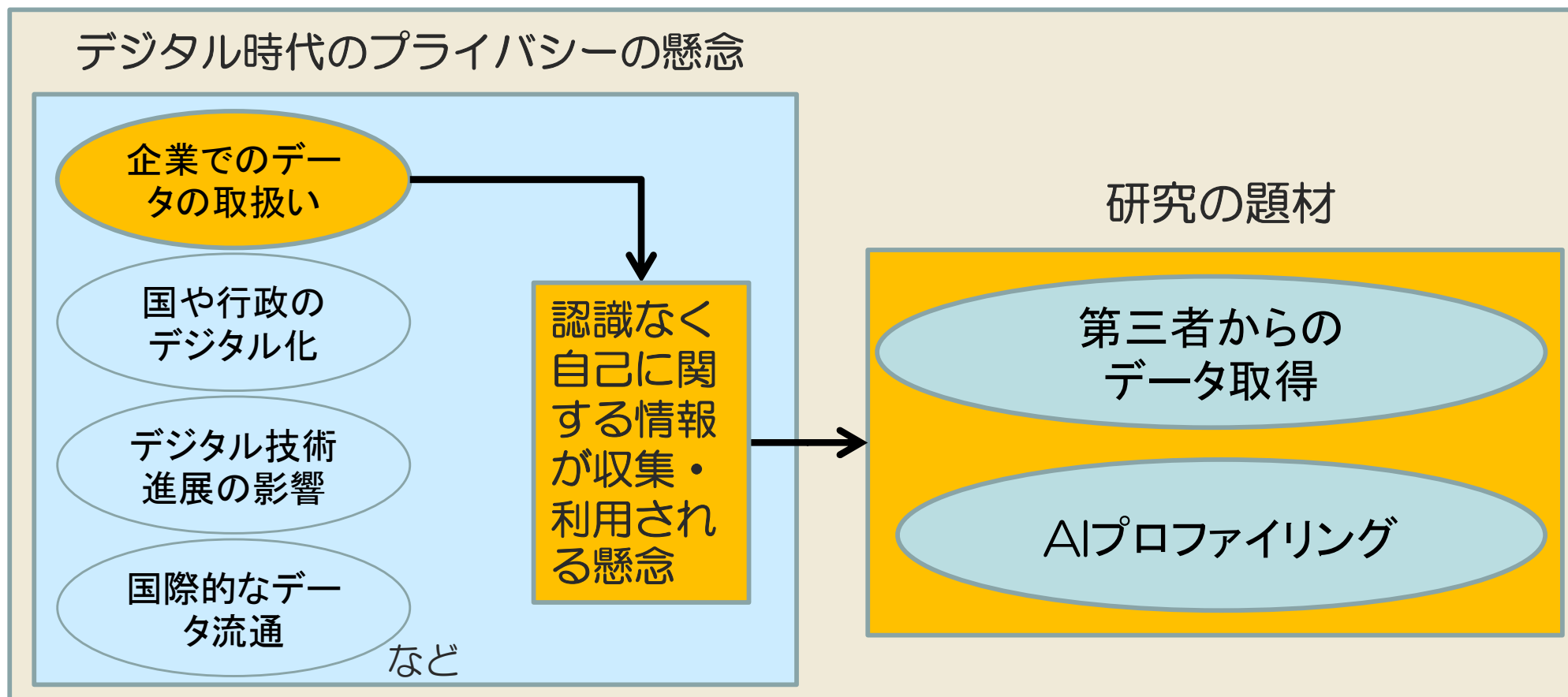
M2 上條英夫

修論テーマ

「デジタル時代のプライバシーに係るルール整備の提案」

➤ 基本的な問題意識

デジタル技術を活用した新たな利用分野では、民間主導で自主ルールが策定・運用されることが望ましいとされているが、民間主導の自主ルールで利用者のプライバシーは確保できるのか、確保できないとしたらどういった取り組みが有効なのか



修論テーマ

「デジタル時代のプライバシーに係るルール整備の提案」

第1章 はじめに

- 1.1 研究の背景と目的
- 1.2 研究の対象
 - 1.2.1 プライバシーをどう捉えるか
 - 1.2.2 プライバシー保護と個人情報保護の関係
 - 1.2.3 本研究で対象とするプライバシーの課題
- 1.3 本研究の構成

第2章 デジタル時代におけるプライバシーの課題

- 2.1 第三者からのデータ取得
 - 2.1.1 第三者からのデータ取得の懸念事項
 - 2.1.2 GAFA プライバシーポリシーにおける対応
- 2.2 AI プロファイリング
 - 2.2.1 AI プロファイリングに関する懸念事項
 - 2.2.2 AI に関する各種ガイドライン
 - 2.2.3 GAFA プライバシーポリシー等における対応
- 2.3 小括

第3章 解決策に関する考察

- 3.1 技術的な取り組み
 - 3.1.1 Do Not Track
 - 3.1.2 ナッジ
 - 3.1.3 直感的告知

3.2 日米欧法規制とGAFA の対応

- 3.2.1 データ取得に関する法規制
- 3.2.2 AI プロファイリングに関する法規制
- 3.2.3 各国法規制の違いにGAFA はどう対応しているか
- 3.3 小括

第4章 さらなるルール化に向けた考察

- 4.1 ルールの類型化とその特徴
- 4.2 GDPR における規制のあり方
 - 4.2.1 「情報の非対称性」「法による明確なルール化の困難性」から見たGDPR
 - 4.2.2 GDPR における対応
- 4.3 小括

第5章 「ガバナンスとマルチステークホルダーによる実施基準に基づく規制」の提案

- 5.1 ガバナンスとマルチステークホルダーによる実施基準に基づく規制
- 5.2 当規制手法の評価
 - 5.2.1 本研究における課題との適合評価
 - 5.2.2 当規制手法における課題

第6章 まとめ

第7章 おわりに

参考文献

外部発表

付録

課題

■プライバシーポリシーを見て、利用者が自分のデータの扱い(第三者からの取得、AIプロファイリング)を理解しコントロールすることは難しい

日本向けGAFAプライバシーポリシー調査

解決策の考察

- 技術的取組による解決
 - ・従来、技術的取組は普及していない
 - ・GDPRにより技術的取組が進展しつつある
 - ・ルール整備により技術的取組の進展が期待できる
- 規制による解決
 - ・規制内容の違いにより企業の対応が異なる
 - ・ルール整備により課題への対応を企業に促すことが可能

・DNT等技術的取組調査
・GDPRと英国向けGAFAプライバシーポリシー調査

ルール整備の 方向性提案

■ルール整備として「ガバナンスとマルチステークホルダーによる実施基準に基づく規制」を提案

ルールの類型化とその特徴を考察

- ・ハードローとしてのGDPR
- ・マルチステークホルダーによる基準設定の有効性

GAFAPライバシーポリシー調査

	日英	内容	字数(語数)
Amazon	日	Amazon.co.jp プライバシー 規約	9,389
	英	Privacy Notice	(4,408)
	日	Cookieについて	1,126
	英	About Cookies	(542)
	日	パーソナライズド 広告規約	1,334
	英	Interest-Based Ads	(512)
	日	広告表示の設定	571
Google	英	Amazon Advertising Preferences	(422)
	英	Cookie Preferences	(239)
	日	プライバシーポリシー	12,896
	英	Privacy Policy	(4,307)
	日	主な用語	2,929
	英	KEY TERMS	(1,041)
	日	プライバシーヘルプセンター	4,804
Google	英	Privacy Help Centre	(1,596)
	日	広告	3,588
	英	ADVERTISING	(1,334)
	日	広告設定	471
	英	Ad Settings	(223)
	日	広告とデータ	1,835
	英	Ads aand data	(651)
	日	広告が表示される理由	1,296
	英	Why you're seeing an ad	(504)
	日	GOOGLE による COOKIE の利用方法	3,945
	英	TYPES OF COOKIES USED BY GOOGLE	(1,219)

	日英	内容	字数(語数)
Google	日	GOOGLE が収集したデータの保持	2,224
	英	HOW GOOGLE RETAINS DATA THAT WE COLLECT	(798)
	日	GOOGLE によるデータの匿名化の方法	1,839
	英	HOW GOOGLE ANONYMISES DATA	(640)
	日	GOOGLE によるパターン認識の使用方法	1,283
	英	HOW GOOGLE USES PATTERN RECOGNITION	(502)
	日	GOOGLE のサービスを使用するサイトやアプリから収集した情報の GOOGLE による使用	2,520
	英	HOW GOOGLE USES INFORMATION FROM SITES OR APPS THAT USE OUR SERVICES	(878)
	日	Google アナリティクス オプトアウト アドオン	293
	英	Google Analytics Opt-out Browser Add-on	(106)
	日	データの保護	7,569
	英	Safeguarding your data	(2,505)
	日	データ転送に関する法的枠組み	1,381
	英	LEGAL FRAMEWORKS FOR DATA TRANSFERS	(487)
	Facebook	日	EU ユーザーの同意ポリシー
英		EU user consent policy	(307)
日		EU ユーザーの同意ポリシーに関するヘルプ	11,009
英		Help with the EU user consent policy	(3,693)
日		データ保護法を遵守するための Google の取り組み	7,035
英		How Google comply with the data protection laws	(2,465)

	日英	内容	字数(語数)
Apple	日	Apple プライバシーポリシー	11,051
	英	Apple Privacy Policy	(3,778)
	日	AppleによるCookieの使用について	1,152
	英	Apple's Use of Cookies	(400)
	日	プライバシーに関するお問い合わせ	188
	英	Privacy Enquiries	(68)
	日	アクティビティ共有とプライバシーについて	1,277
	英	Activity Sharing & Privacy	(406)
	日	App 解析とプライバシー	522
	英	App Analytics & Privacy	(217)
	日	Appleの 広告とプライバシー	2,919
	英	Apple Advertising & Privacy	(1,009)
	日	デバイス解析とプライバシー	1,163
	英	Device Analytics & Privacy	(421)
	Facebook	日	Face IDとプライバシー
英		Face ID & Privacy	(484)
日		California Privacy Disclosures	(8,552)
英		California Privacy Disclosures	(8,543)
日		データに関するポリシー	12,009
英		Data Policy	(4,268)
日		Cookieおよびその他のストレージ技術	6,083
英		Cookies and other storage technologies	(2,130)
日		Facebook 製品でCookieを使用する企業について詳しくはこちら	208

	日英	内容	字数(語数)
Facebook	英	Learn more about the companies that use cookies on the Facebook Products	(162)
	日	Facebookで表示される広告について	628
	英	About the ads you see from Facebook	(224)
	日	Facebookはどのような方法で他のビジネスや組織から情報を受け取っているのでしょうか。	1,058
	英	How does Facebook receive information from other businesses and organisations?	(389)
	日	Facebook外のアクティビティとは何ですか。	2,301
	英	What is off-Facebook activity?	(781)
	日	Facebookビジネスツール	464
	英	The Facebook Business Tools	(151)
	日	Facebookはデータプロバイダーとどのように連携していますか。	691
	英	How does Facebook work with data providers?	(245)
	日	一般データ保護規則(GDPR)について	8405
	英	What is the General Data Protection Regulation (GDPR)?	(2,952)
	日	カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)の遵守をサポート	702
	英	Helping Businesses Comply With the California Consumer Privacy Act (CCPA)	(266)
英	Data Processing Options for Users in California	(450)	
英	Cookie Consent Resource	(1,054)	



結果による課題

認識なく自己に関する情報が収集・利用される懸念

➤ 第三者からのデータ取得

- ✓ Cookie等の技術を用いた第三者からのデータ取得について利用者は簡単には理解できない
- ✓ プライバシーポリシーに第三者サイトからデータが取得されることが記載されても、第三者サイトを訪れた利用者はそれを認識できない

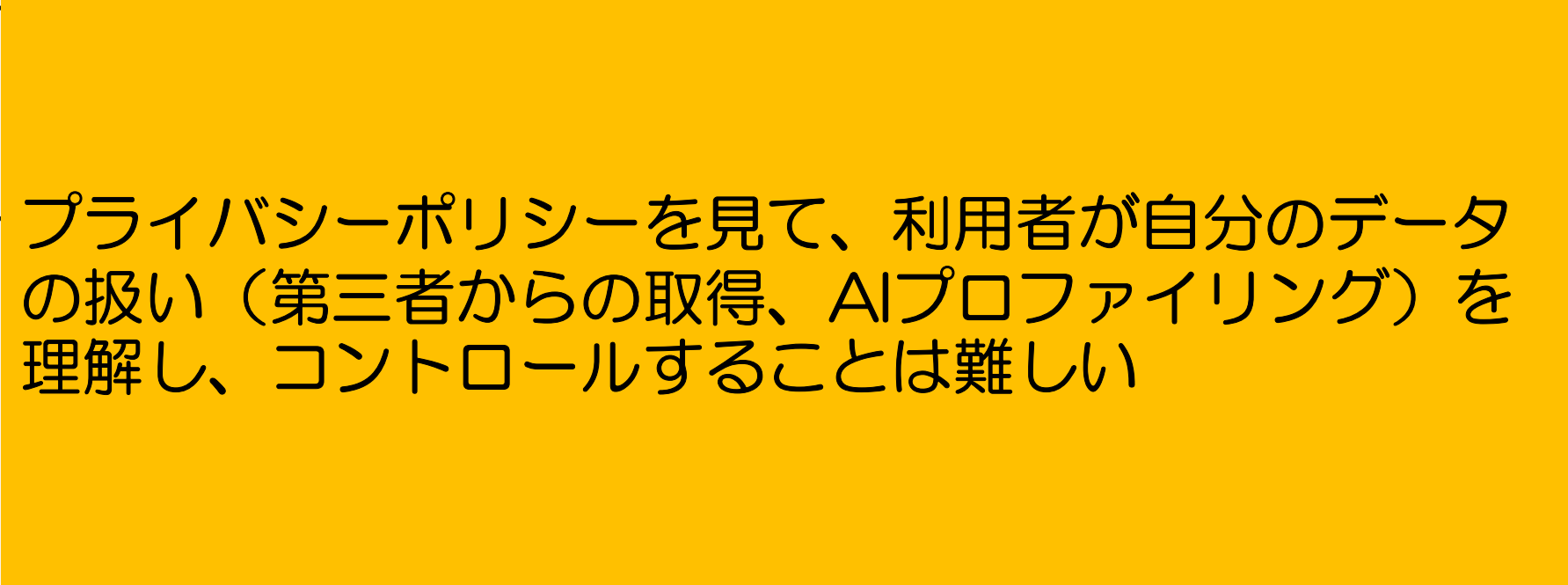
➤ AIプロファイリング

- ✓ プロファイリング実施の目的（「パーソナライズしたサービス・広告の提供のため」等）の記載があるのみで、プロファイリング自体を拒否したり、プロファイリング結果に異議を唱えたりする方法の記載はない

結果による課題

認識なく自己に関する情報が収集・利用される懸念

➤ 第三者からのデータ取得

- ✓ 
- ✓ プライバシーポリシーを見て、利用者が自分のデータの扱い（第三者からの取得、AIプロファイリング）を理解し、コントロールすることは難しい
-
- ✓ 「プロファイリング実施の目的（「パーソナライズしたサービス提供の提供のため」等）の記載があるのみで、プロファイリング自体を拒否したり、プロファイリング結果に異議を唱えたりする方法の記載はない

第三者からの取得を技術的に コントロールする取り組み

●Do Not Track(*)

(*1) 利用者が自身のウェブの閲覧行動を追跡（トラッキング）されることを望まない場合に、**トラッキングの拒否をウェブサービス提供者等に伝えるブラウザ上の仕組み**

- ✓ 2012年米国FTCが提案、2014年米国政府が推奨し、米国の連邦レベルでいくつかの法案が提出されたが、現時点で成立には至っていない
- ✓ 実態としても利用は広がっていない

●直感的告知(**)

(**) 第三者により情報が取得されているとき、たとえば画面上にアバターが現れるなど、これを**直感的に警告**する方法

- ✓ 人々がよりよい行動を選ぶよう促すナッジの考え方に基づく「直感的告知」の仕組みが2012年に提案されたが、必ずしも普及していない

●サードパーティCookie等のデフォルト制限

- ✓ Appleは2020年Safari制限済み、2021年に新iOSでトラッキング用広告識別子（IDFA）を制限、Google Chromeは2023年後半制限予定
- ✓ これらはGDPRのサードパーティクッキー規制等の動向を踏まえたもの

第三者からの取得を技術的に コントロールする取り組み

●Do Not Track(*)

(*1) 利用者が自身のウェブの閲覧行動を追跡（トラッキング）されることを望まない場

従来、技術的取り組みは十分広がっていない



GDPRにより技術的取り組みが進展



日本でもルール整備により技術的取り組みの
進展が期待できる

●サ

- ✓ Google Chromeは2020年後半に制限予定、Appleは2021年に初版でトラッキング用広告識別子（IDFA）を制限
- ✓ これらはGDPRのサードパーティクッキー規制等の動向を踏まえたもの

- 規制内容の違いにより企業の対応が異なる
- ルール整備により課題への対応を企業に促すことが可能

	日本	欧州
法律	個人情報保護法	欧州一般データ保護規則(GDPR)
規制対象の個人情報 情報の範囲	特定の個人を識別できない 情報(Cookie、IPアドレス、 RFID等)は対象外	識別されるあらゆる情報(Cookie、IPアドレス、 RFID等も含む)が対象
個人データ処理 の適法化根拠	原則、利用目的の通知・公表 を行えばよい	適法化根拠(本人同意、契約、法的義務、生命 保護、公共利益、適法な利益のいずれか)が 必要
本人同意	包括的・黙示的同意も可	同意要件を厳格に規定 (自由な同意、特定された同意、事前説明を受 けた同意、不明瞭ではない表示に基づく同意、 肯定的行為による同意をすべて満たすこと)
本人同意の撤回	規定なし(訂正、利用停止請 求は限定的)	いつでも同意の撤回が可能
プロファイリング 規制	規定なし	異議申立権、自動処理のみに基づき重要な決 定を下されない権利を保障

➤ Amazonの例

EU諸国・英国のトップページにアクセスすると、まずCookie設定が求められる（日米では求められない）

The screenshot shows the Amazon.co.uk homepage. The browser address bar displays "https://www.amazon.co.uk" with "UK" written in large letters. A red circle highlights the address bar. Below the navigation bar, a green banner states: "We are delivering to your region with limited shipping options. Please expect extended delivery time." The main content area features a large advertisement for Alexa devices. At the bottom, a white cookie consent banner is highlighted with a red oval. The banner includes a circled "1" icon, the heading "Select Your Cookie Preferences", a paragraph of text explaining cookie usage, and two buttons: "Accept Cookies" and "Customise Cookies".

① **Select Your Cookie Preferences**

We use cookies and similar tools to enhance your shopping experience, to provide our services, understand how customers use our services so we can make improvements, and display ads. Approved third parties also use these tools in connection with our display of ads.

Accept Cookies Customise Cookies

➤ Amazonの例

EU諸国・英国のトップページにアクセスすると、まずCookie設定が求められる（日米では求められない）

欧州ではCookieが規制の対象であるため、
Cookie に関する設定が求められる



規制内容によって企業は技術的な対応を変える

Select Your Cookie Preferences

We use cookies and similar tools to enhance your shopping experience, to provide our services, understand how customers use our services so we can make improvements, and display ads. Approved third parties also use these tools in connection with our display of ads.

Accept Cookies

Customise Cookies

➤ Amazonの例

<https://www.amazon.co.jp/gp/help/customer/display.html?nodeId=201909010>

Amazon.co.jpプライバシー規約

更新日：2020/8/31（更新前のプライバシー規約は、[こちら](#)をご参照ください。）

Amazon.co.jp では、個人情報を細心の注意を払って慎重に取り扱い、利用および共有させていただいています。本プライバシー規約（以下「本規約」といいます）は、本規約を参照するAmazonのウェブサイト、端末、製品、サービス、オンラインストア及び実店舗（以下「Amazonサービス」といいます。）を通じたAmazon（Amazon.com, Inc.を含め、Amazon.com Services LLC及びその国内外の関連会社をいいます。）による個人情報の取得及び取扱いに関する方針を説明するものです。

②

Amazonサービスをご利用いただいた場合、本規約に同意していただいたものとみなされます。

目次

- 個人情報の管理者
- Amazonはどのような個人情報を取得しますか？
- Amazonはどのような目的のために個人情報を利用しますか？
- Cookieその他の識別子とは何ですか？
- Amazonは個人情報を第三者と共有していますか？
- 個人情報の安全性
- 匿名加工情報
- 広告についてはどうなっていますか？
- どのような情報にアクセスできますか？
- どのような設定変更ができますか？
- 未成年者によるAmazonサービスの利用
- 利用規約とポリシー及びその改定
- 関連情報
- 取得する情報の例

日本

<https://www.amazon.co.uk/gp/help/customer/display.html?nodeId=GX7NJQ4ZB8MHFRNJ>

Privacy Notice

Last Updated: 01 January, 2021.

To see prior version, click [here](#).

We know that you care how information about you is used and shared and we appreciate your trust in us to do that carefully and sensibly. This Privacy Notice describes how we collect and process your personal information through Amazon websites, devices, products, services, online and physical stores, and applications that reference this Privacy Notice (together "Amazon Services").

- [Controllers of Personal Information.](#)
- [What Personal Information About Customers Does Amazon Europe Collect?](#)
- [For What Purposes Does Amazon Europe Process Your Personal Information?](#)
- [What About Cookies and Other Identifiers?](#)
- [Does Amazon Europe Share Your Personal Information?](#)
- [How Secure Is Information About Me?](#)
- [What About Advertising?](#)
- [What Information Can I Access?](#)
- [What Choices Do I Have?](#)
- [Are Children Allowed to Use Amazon Services?](#)
- [How Long Do We Keep Your Personal Information?](#)
- [EU-US and Swiss-US Privacy Shield](#)
- [EU General Data Protection Regulation and UK Data Protection Laws - Legal Basis](#)
- [Contacts, Notices and Revisions](#)
- [Related Practices & Information](#)
- [Examples of Information Collected](#)

UK

➤ Amazonの例

<https://www.amazon.co.jp/gp/help/customer/display.html?nodeId=201909010>

<https://www.amazon.co.uk/gp/help/customer/display.html?nodeId=GX7NJQ4ZB8MHFRNJ>

Amazon.co.jp プライバシー規約

更新日：2020/8/31（更新前のプライバシー規約は、[こちら](#)をご参照ください。）

Amazon.co.jp で
ています。本プラ
サイト、端末、製
す。）を通じたA
関連会社をいま
Amazonサービス

目次

- 個人情報の管
- Amazonはど
- Amazonはど
- Cookieその他の識別子とは何ですか？
- Amazonは個人情報を第三者と共有していますか？
- 個人情報の安全性
- 匿名加工情報
- 広告についてはどうなっていますか？
- どのような情報にアクセスできますか？
- どのような設定変更ができますか？
- 未成年者によるAmazonサービスの利用
- 利用規約とポリシー及びその改定
- 関連情報
- 取得する情報の例

日本

Privacy Notice

Last Updated: 01 January, 2021.

trust in
your
stores,

英国版には
✓ 同意はいつでも撤回できること
✓ 個人データ処理に対する異議、制限申し立てができること
が明記されている

- What Information Can I Access?
- What Choices Do I Have?
- Are Children Allowed to Use Amazon Services?
- How Long Do We Keep Your Personal Information?
- EU-US and Swiss-US Privacy Shield
- EU General Data Protection Regulation and UK Data Protection Laws - Legal Basis
- Contacts, Notices and Revisions
- Related Practices & Information
- Examples of Information Collected

UK

➤ Amazonの例

<https://www.amazon.co.jp/gp/help/customer/display.html?nodeId=201909010>

<https://www.amazon.co.uk/gp/help/customer/display.html?nodeId=GX7NJQ4ZB8MHFRNJ>

Amazon.co.jp プライバシー規約

Privacy Notice

英国版プライバシーポリシーは日本版とは以下が異なる

- ✓ 包括的同意による同意とはされていない
 - ✓ いつでも同意の撤回が可能
- ✓ 個人データ処理に関する異議・制限の申立て可能



規制内容によって企業は
プライバシーポリシー対応を変える

- 未成年者によるAmazonサービスの利用
- 利用規約とポリシー及びその改定
- 関連情報
- 取得する情報の例

- EU General Data Protection Regulation and UK Data Protection Laws - Legal Basis
- Contacts, Notices and Revisions
- Related Practices & Information
- Examples of Information Collected

- ルール整備により技術的取組の進展が期待できる
- ルール整備により課題への対応を企業に促すことが可能

日本において一層のルール整備により
プライバシーの課題解決を図る



ルール整備をどういう方向性で行うか？

「ソフトローの基礎理論」を元に加工作

ルール形成／執行	国家が執行しない	国家が執行する
国家以外が形成する	カテゴリー1 社会規範、企業倫理、CSR等	カテゴリー3 会計基準、商慣習法等
国家が形成する	カテゴリー2 労働法上の努力義務規定等	カテゴリー4 ハードロー

- カテゴリー1 自発的な純然たる私的規範、自主規制
自主規制グループへの参加企業が多様な場合や数が多い場合、複雑なサービスや高度な内部情報を必要とする場合、実効性確保が難
- カテゴリー2 努力義務
実効性を求めるものでなく、検討対象外
- カテゴリー3 法が私人による規範形成を前提
社会的に最適な水準をマルチステークホルダーで定め、違反時には国家による法の執行が予定されているという規制方法
- カテゴリー4 ハードロー（通達、ガイドライン等ソフトローが補完するケースを含む）
規制が硬直化・画一化する、企業と利用者・法執行者間の情報の非対称性が大きい場合、実効性の確保が課題

「ソフトウェアの基礎理論」を元に加工作

ルール形成／執行

国家が執行しない

国家が執行する

✓ カテゴリー4：ハードロー

⇒ 工夫が必要！！

工夫① 画一的判断が難しく、技術進展への迅速・柔軟な対応が必要なデジタル関連プライバシー分野への対応

工夫② 情報の非対称性が大きいデジタル関連プライバシー分野で実効性を伴った強制力を持たせること

⇒ **GDPRの工夫を確認**

✓ カテゴリー3：社会的に最適な水準をマルチステークホルダーで設定

⇒ 画一的判断が難しく、技術進展への迅速・柔軟な対応が必要なデジタル関連プライバシー分野に有効ではないか？

⇒ **会計基準のアナロジーとしてのプライバシー基準（試案）**

のGDPRの工夫

- ✓ 工夫① 「規制の硬直化・画一化」（法による明確なルール化の困難性）への対応
 - ⇒ **リスクベースのガバナンス体制の構築・運用を要求**
（データ保護バイデザイン・バイデフォルト、データ保護影響評価、データ保護責任者の設置、監督機関との事前協議等）

- ✓ 工夫② 「情報の非対称性」への対応
 - ⇒ **高額な制裁金**をはじめとする制度上の仕組みをハードローで規定（完全独立な監督機関設置、利用者への救済措置、第三者認証等）

- ✓ さらなる工夫③ 違反行為を未然に防ぎ、規制に実効性を持たせるインセンティブ
 - ⇒ **ガバナンス体制を構築・運用していた場合には、制裁金の減免を明文化**



のGDPRの工夫

- ✓ 工夫① 「規制の硬直化・画一化」 (法による明確なルール化の困難性)への対応

GDPRは、厳格なペナルティとその減免でガバナンス体制構築を促すことで、「規制の硬直化、画一化」「情報の非対称性」を克服しようとしていると言える

ただし、リスクベースのガバナンス体制構築であり、ルールの不確定性が残る

- ✓ 工夫③ 違反行為を未然に防ぎ、規制に実効性を持たせるインセンティブ
 - ⇒ ガバナンス体制を構築・運用していた場合には、制裁金の減免を明文化

カテゴリー3：マルチステークホルダーによる基準設定が有効ではないか

	アナロジーとしての プライバシー基準概要(試案)	会計基準
法律	個人情報保護法：「プライバシーに関するデータ処理は、 一般に公正妥当と認められるプライバシーに関する実施基準に従う 」ことを新たに規定	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社法：「会社の会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」 ● 金融商品取引法：（財務関係書類は）「一般に公正妥当であると認められるところに従って…作成」
基準を法律にしない理由	プライバシーの画一的判断の難しさ、 技術進展への迅速・柔軟な対応の必要性	会計実務の多様性、経済変化への迅速・柔軟な対応の必要性 など
「一般に公正妥当な基準」	プライバシーに関する実施基準を新たに設定	企業会計原則 会計基準 など
基準の設定主体	基準の設定主体を 新たに形成 、必要に応じて 業界団体等	企業会計基準委員会 （民間の「財務会計基準機構」内の委員会）
設定主体の主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般に公正妥当と認められるプライバシー基準開発 ● 国際的なプライバシー基準整備への貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般に公正妥当と認められる会計基準開発 ● 国際的な会計基準整備への貢献
設定主体の構成	マルチステークホルダー で構成 <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の代表者 ● 消費者の代表者 ● 学識経験者 	企業会計基準委員会 ： マルチステークホルダー で構成 <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の代表者（財務諸表作成の立場） ● 投資家・債権者の代表者（財務諸表利用の立場） ● 公認会計士の代表者（監査の立場） ● 学識経験者

「ガバナンスとマルチステークホルダーによる実施基準の組合せ」で規制

●考え方

- 重いペナルティとガバナンス体制の整備・運用によるペナルティの減免という「**ガバナンスによる規制**」でルールの実効性を確保（カテゴリー4）
- 「**マルチステークホルダーで策定する実施基準**」により、ルールの不確定性排除、適切な水準を確保（カテゴリー3）

たとえば、

- 法にルールの基本的な枠組みを規定（プライバシー保護の基本原則、利用者の権利、求めるガバナンス体制、違反時の罰則とガバナンス体制整備・運用による減免、詳細は「実施基準」によること等）
- 実施基準は、ガバナンス体制の整備・運用に係る具体的な内容・水準を定めるために、マルチステークホルダーが関与した組織で策定し、短いサイクルで改定を実施

- ルール整備の方向性提案
- ガバナンスとマルチステークホルダーによる実施基準に基づく規制



- 上記ルール整備により
- 課題解決のための技術的取組の促進
- 課題への対応を企業に促す



- 本研究で取り上げた以下の課題の解決
- プライバシーポリシーを見て、利用者が自分のデータの扱い（第三者からの取得、AIプロファイリング）を理解し、コントロールすることは難しい

- 当規制手法適合の範囲
当研究は第三者からのデータ取得、AIプロファイリングに焦点
⇒ その他の分野に関して当規制手法が有効かどうかは別途検討要
- マルチステークホルダーによる合意形成
実施基準の策定において、利害が対立しマルチステークホルダーの合意形成が容易に進まないようなケースへの対応
⇒ 国が一定の役割を担うことが考えられる
- 既存の法体系との整合性
ペナルティ強化の一環としての課徴金制度は、「我が国法体系特有の制約がある」とされる
⇒ 今後の検討項目

- 情報処理学会 第83回全国大会
(2021/03/18) オンライン開催【実施済み】

「デジタル時代におけるプロファイリングの課題と規制の方向性」発表

- FIT2021 第20回情報科学技術フォーラム
(2021/08/27) オンライン開催

「デジタル時代におけるプライバシーに係るルール整備の提案」

ありがとうございました